

# 平成29年分の確定申告から

## 医療費控除に

## 医療費通知が使えるようになります

税制改正により、平成29年分の確定申告から、医療費控除の申告手続きが、従来の「領収書」を添付する方式から、「医療費控除の明細書」を添付する方式に変わりました。

また、健康保険組合が発行する「医療費通知」が医療費の明細として使えるようになり、当健康保険組合が発行の「医療費通知」を添付すると、その分の「医療費控除の明細書」の記載の省略と、領収書の保管が不要になります。

しかし、医療機関等から当健康保険組合への医療費等の請求が、診療月から2カ月の期間を要すること、さらに、「医療費通知」作成作業までに数カ月程度時間を要することから、記載内容は1月から9月までの診療分となり、1年間（1月から12月）の受診情報を記載することは困難となっております。

そのため、「医療費通知」の記載に間に合わない10月から12月診療分および「医療費通知に記載のない受診分※1については、税務署発行の「医療費控除の明細書」に記載のうえお手続きを行ってください。

なお、当健康保険組合が発行する「医療費通知」につきましては、再発行はいたしませんので紛失等しないよう保管してください。

申告手続き等については、国税庁ホームページまたはお住まいの税務署にご確認ください。

※ 公費負担医療制度や自治体単独の医療費助成を受けられている方の具体的な手続きについては、国税庁ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

### [当健康保険組合が発行する「医療費通知」の対象診療月および通知発行日]

	1回目	2回目	3回目	4回目
対象診療月※1	1月から3月診療分	4月から6月診療分	7月から9月診療分	10月から12月診療分
通知発行日	6月下旬	9月下旬	1月上旬	3月下旬

※1 医療機関等からの請求遅れにより、対象診療月に含まれない場合がございます。

### [平成29年分からの確定申告医療費控除の主な変更点]

	添付書類	医療費通知の使用	領収書の5年間の保管義務
従来	領収書	×	あり
平成29年分の確定申告から	明細書※2	○	なし※3

※2 平成31年分の確定申告までは経過措置として、従来の「領収書」による申告も可能です。

※3 「医療費通知」に記載のない医療費等で、ご自身で領収書に基づき明細書を作成した分の領収書については、5年間の保管が必要です。